

Q77

破綻農水産業協同組合からの借入金はどのような扱いとなるのですか。これまでの借入条件（期間、金利など）は引き続き約束されるのですか。

Ans.

- ① 農水産業協同組合が民事再生法等の倒産法制により処理される場合においても、既存の借入金については破綻前に取り交わした契約内容は基本的に維持されます。
- ② ただし、新規借り入れや契約更新時には、経済情勢や借入者の状況等により、従前の借入条件が変更されることはあり得ることは、通常の農水産業協同組合との間における取引と同様です。

Q78

破綻直前に行った振込依頼はどうなるのですか。破綻時点で振込取引などが手続途中として農水産業協同組合に滞留している資金はどうなるのですか。

Ans.

「第1部 賀金保険制度の概要 3 (4) ロ. 決済業務」の項（13ページ）を参照してください。

救済農水産業協同組合

Q79

救済農水産業協同組合へ譲渡する資産の選別はどのようにするのですか。

Ans.

管理人が、被管理農水産業協同組合が保有する貸付債権その他の資産を査定した後、救済農水産業協同組合は引き継ぐべき資産を自ら選定することになります。

I

賀金等の保護
範囲の概要

II

賀金保険制度の
あらまし

III

賀金者データ等
の整備

IV

賀金の取扱い
破綻時の付保

V

賀金等の取扱い
破綻時に保険金の
支払対象となるない

VI

破綻処理

VII

対応
金融危機への

VIII

と責任追及
不良債権の回収